

「AS 番号割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
(該当なし)	<p><u>第 14 条 (契約料の支払い)</u> <u>被割り当て者となろうとする者は、別紙「契約料・維持料の額および支払い方法」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。</u></p>
(該当なし)	<p><u>第 15 条 (AS 番号維持料)</u> <u>被割り当て者は、当センターに対し、別紙「AS 番号契約料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより AS 番号維持料を支払う。</u> <u>2 前項にかかわらず、被割り当て者が IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス(歴史的 PI アドレスを含む)の割り当てを受けている場合は、AS 番号維持料の支払いを免除する。</u></p>
付則 (該当なし)	<p>付則 <u>1. この規則は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、2011 年 10 月 3 日より実施する。</u></p>
(該当なし)	<p><u>2. 第 14 条の定めにかかわらず、当センターから既に IP アドレスの割り振りまたは割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。</u></p>
(該当なし)	<p><u>3. AS 番号維持料の額は、経過措置として、2012 年度は 50%を減じた額、2013 年度は 25%を減じた額をそれぞれ支払うものとする。</u></p>
(該当なし)	<p><u>4. 付則 3 号にかかわらず、2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 までに AS 番号の割り当てを受けた被割り当て者は、2013 年度維持料の全額を支払うこととする。</u></p>
(該当なし)	<p><u>5. AS 番号維持料の額について、JPNIC 正会員であ</u></p>

	<p><u>る被割り当て者には、算出した AS 番号維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。また、減額前の維持料額が 100,000 円に満たない場合は、請求をしないこととする。</u></p>										
<p>別紙 (該当なし)</p>	<p><u>別紙</u> <u>契約料・維持料の額および支払い方法</u></p> <p><u>1. 契約料</u></p> <p><u>契約料は次の表の通りとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="769 766 1391 981"> <tr> <td colspan="2"><u>+-----+</u></td> </tr> <tr> <td><u> 費目</u></td> <td><u> 費用</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>+-----+</u></td> </tr> <tr> <td><u> 契約料</u></td> <td><u> 262,500 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>+-----+</u></td> </tr> </table> <p><u>注 1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。</u></p> <p><u>注 2) 契約料は事由のいかんを問わず返還しない。</u></p> <p><u>2. 契約料の支払い方法</u></p> <p><u>契約料は、当センターより被割り当て者に請求する。被割り当て者は、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p> <p><u>3. AS 番号維持料</u></p> <p><u>AS 番号維持料は、毎年 4 月 1 日 0:00 に AS 番号の割りの割り当てをうけている場合は 52,500 円とする。</u></p> <p><u>注 3) 記載金額は消費税および地方消費税相当額を含む。振込手数料は被割り当て者の負担とする。</u></p> <p><u>注 4) AS 番号維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</u></p> <p><u>4. AS 番号維持料の支払い方法</u></p>	<u>+-----+</u>		<u> 費目</u>	<u> 費用</u>	<u>+-----+</u>		<u> 契約料</u>	<u> 262,500 円</u>	<u>+-----+</u>	
<u>+-----+</u>											
<u> 費目</u>	<u> 費用</u>										
<u>+-----+</u>											
<u> 契約料</u>	<u> 262,500 円</u>										
<u>+-----+</u>											

当センターは前記別紙3に記載のAS番号維持料を被割り当て者に請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

5. 遅延利息

被割り当て者は、AS番号維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払いAS番号維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年14.5パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。